

宮代町国民健康保険税率等の見直しについて

1. 宮代町国民健康保険税率等の見直しの必要性

国民健康保険は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による国保加入者の大幅な減少に加え、医療の高度化や加入者の高齢化により一人当たりの医療費が増加しています。一方で、被保険者においては所得水準が低いといった構造的な問題を抱えており、持続可能で安定的な制度運営を維持することが課題となっています。

このような中、国保の財政基盤の安定化を図り、持続可能な医療保険制度を構築するため、国の方針に基づき、埼玉県では、県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれ

ば同じ保険税となる保険税水準の完全統一を令和12年度に実施することを目指しています。また、その前段として県が提示する市町村ごとの「標準保険税率」に町の税率を合わせる等の保険税水準の準統一を令和9年度に実施する方針としています。このことから、本町においても令和9年度の準統一に向けて、加入者の生活状況を十分踏まえるとともに、標準保険税率を見据えながら保険税率を設定し、令和8年度までに段階的な赤字解消をすすめていく必要があります。

2. 現行税率と新税率・令和8年度標準保険税率との比較

区分		①現行税率	②新税率(案)	①と②比較	③標準保険税率	②と③比較
医療分	所得割	7.38%	7.70%	0.32 ポイント	7.92%	△0.22 ポイント
	均等割	40,000 円	44,900 円	4,900 円	48,155 円	△3,255 円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.54%	2.70%	0.16 ポイント	2.81%	△0.11 ポイント
	均等割	14,400 円	15,900 円	1,500 円	16,935 円	△1,035 円
介護 納付金分	所得割	2.24%	2.35%	0.11 ポイント	2.43%	△0.08 ポイント
	均等割	15,700 円	16,600 円	900 円	17,235 円	△635 円
子ども・子育て支援金分	所得割		0.26%	0.26 ポイント	0.26%	0 ポイント
	均等割		1,678 円	1,678 円	1,678 円	0 円

※子ども・子育て支援金分の均等割は、18歳以上が負担する18歳未満の10割軽減分96円を含む。

3. 世帯・所得別影響額（モデルケース）

		40～64歳 一人世帯	40歳代夫婦、 未就学児2人	65～74歳夫婦
課税所得 0円	現行税率	21,000 円	58,300 円	32,600 円
	新税率	23,500 円	65,600 円	37,400 円
	比較:年額(月額)	2,500 円(208 円)	7,300 円(608 円)	4,800 円(400 円)
	※一人当たり	－	1,825 円(152 円)	2,400 円(200 円)
	均等割軽減	7割軽減	7割軽減	7割軽減
課税所得 100万円	現行税率	139,200 円	166,400 円	110,800 円
	新税率	152,900 円	183,400 円	123,000 円
	比較:年額(月額)	13,700 円(1,141 円)	17,000 円(1,416 円)	12,200 円(1,016 円)
	※一人当たり	－	4,250 円(354 円)	6,100 円(508 円)
	均等割軽減	なし	5割軽減	5割軽減
課税所得 200万円	現行税率	260,800 円	346,400 円	264,400 円
	新税率	283,000 円	379,200 円	292,100 円
	比較:年額(月額)	22,200 円(1,850 円)	32,800 円(2,733 円)	27,700 円(2,308 円)
	※一人当たり	－	8,200 円(683 円)	13,850 円(1,154 円)
	均等割軽減	なし	2割軽減	なし

※所得階級別世帯構成(累積) 104万円以下 58.6%、155万円以下 72.4%、211万円以下 80.4%

※均等割軽減世帯 1,998世帯(全体の約48.5%)

4. 調定額単純比較

令和7年度本算定における課税所得、被保険者数を基準に新税率に置換えた比較

	現行税率	新税率	比較
調定額	682,510,000 円	728,020,000 円	45,510,000 円
一人当たりの調定額	116,948 円	124,746 円	7,798 円

5. 県内の見直し状況

(1) 見直し予定の自治体の有無 有: 53 無: 5 未定: 5 ※令和7年11月調査時点

(2) 見直し後の所得割の率、均等割の額が、町と同程度、若しくは町を超える自治体数

	医療分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
	合計(同程度、宮代町超え)	合計(同程度、宮代町超え)	合計(同程度、宮代町超え)
所得割	27(14、13)	49(13、36)	37(34、3)
均等割	10(7、3)	35(35、0)	39(39、0)

※同程度とは、所得割で0.3ポイント、均等割で3,000円以内の差

6. 国民健康保険税の賦課限度額の改定（地方税法施行令の一部が改正される見込み）

- 医療給付費分 67万円 (+1万円)
- 後期高齢者支援金分 26万円 (±0円)
- 介護納付金分 17万円 (±0円)
- 子ども・子育て支援分 3万円 (+3万円)

7. 国民健康保険税の軽減判定基準額の改定（地方税法施行令の一部が改正される見込み）

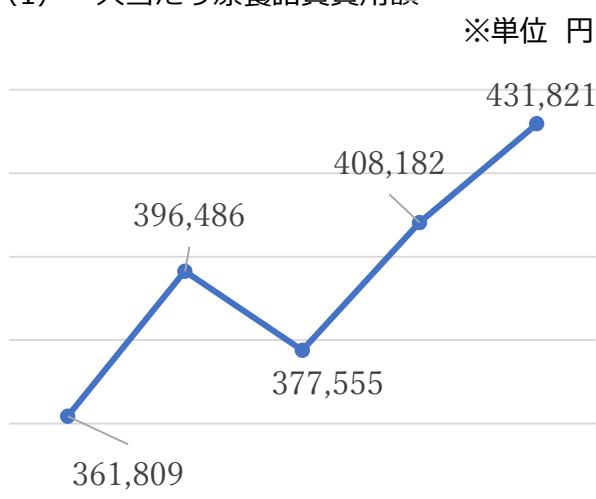
・5割軽減 43万円+31万円 (+0.5万円) ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

・2割軽減 43万円+57万円 (+1万円) ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

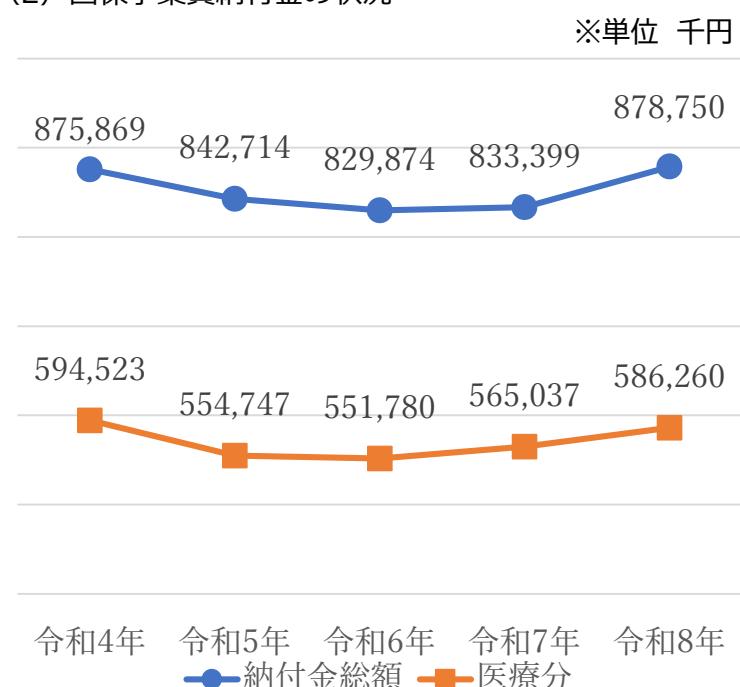
※7割軽減の基準額は 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) で変更なし

8. 医療費の伸びと国保事業費納付金について

(1) 一人当たり療養諸費用額



(2) 国保事業費納付金の状況



令和2年 令和3年 令和4年 令和5年 令和6年

令和4年 令和5年 令和6年 令和7年 令和8年

● 納付金総額 ■ 医療分